

# 国民健康保険税の 納税通知書をお送りします

国民健康保険税は、皆野町の国保に加入されている被保険者に対してかかる税金です。病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように、皆さんで助け合う制度です。そのため、保険税を納めないかたがいると制度そのものが成り立たなくなりますので、納期限内の納付をお願いします。

口座振替をご利用のかたは、各納期に口座から振替になりますので、預金残高を確認してください。年度途中で国保に加入、資格を喪失したかたについては、税額を修正します。40歳から64歳までのかたは、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料分もあわせて納めていただくことになります。

なお、今年度から介護保険料分の課税限度額が9万円から10万円となりました。

## ●平成21年度国民健康保険税の税率

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分（40歳～64歳）
所得割	(総所得金額-33万)×4.7%	(総所得金額-33万)×0.8%	(総所得金額-33万)×0.8%
資産割	固定資産税額×45%		
均等割	加入者数×10,000円	加入者数×7,200円	対象者数×7,200円
平等割	1世帯あたり13,000円		
課税限度額	47万円	12万円	10万円

## ●普通徴収の納期限

第1期 7月31日(金)    第2期 9月30日(水)    第3期 11月30日(月)  
第4期 2月1日(月)    第5期 3月31日(水)

## ●特別徴収

次の条件すべてにあてはまる場合は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。

- 1 世帯主が国民健康保険の被保険者
- 2 世帯内の国保の被保険者が全員65歳から74歳
- 3 年金の受給額が年額18万円以上
- 4 世帯主が介護保険料を年金から天引きで納めている
- 5 介護保険料と国保税の天引き額の合計が年金受給額の2分の1を超えない

※すでに特別徴収されている方および10月から特別徴収が開始される方については、申し出により普通徴収（口座振替）への変更が可能です。希望される方は、7月31日(金)までに税務課へ印鑑持参のうえお申し出ください。

## ●特別徴収の納期

4月	6月	8月	10月	12月	2月
	仮徴収		本徴収		
国保税を平成21年2月の年金から特別徴収されたかたは、原則として同じ額を仮徴収します。			平成21年7月の税額確定後、年税額から仮徴収額を差引いた額を3回に分けて特別徴収します。仮徴収額のみで納めすぎになる場合には、10月以降の特別徴収は行わず、過納金を還付します。		

## ●住民税の申告について

国保税の減額の特例（均等割額および平等割額の減額）や高額療養費などの支給、また国保以外でも申告が必要な福祉的給付制度があります。

申告が必要なかたが申告書を提出されていない場合、これらの制度の優遇措置や各種給付を受けられない場合があります。

なお、収入のなかったかたも申告が必要です。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線132